

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0406.10 <u>2. フレッシュチーズ</u></p> <p>本品は、濃縮し、発酵させた脱脂乳（80%）、果実（ストロベリー）の調製品（10%）、砂糖（7.6%）、変性でん粉、ストロベリーの種、黒にんじんジュース濃縮物、天然香料、増粘剤、乳由來の無機質の濃縮物、レモンジュース濃縮物、及びpH調整剤から成るフレッシュチーズである。本品はまた、2種類の培養菌（<i>Lactobacillus bulgaricus</i> 及び <i>Streptococcus thermophilus</i>）を含む。乳成分中のたんぱく質含有率は9.5%である（本品全体では8.4%）。製造工程において、緩やかなヒートショック処理の他、ホエイ除去のためにクワルク分離機が使用される。更にかたさの改善のため、スムージング処理が施される。本品は、正味160グラムのプラスチック容器入りで小売用にしたものである。2層から成り、下層は果実（ストロベリー）の調製品、上層は白色の乳製品の形状となっている。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	
<p>1515.90 <u>1. アラキドン酸オイル</u></p> <p>本品は、ぶどう糖などの原料を菌類（<i>Mortierella Alpina</i>）で発酵させることによって得られるもので、室温で黄色又は黄橙色の液状である。本品のグリセリド組成は、95～98%がトリグリセリド、2～5%がジグリセリド又はモノグリセリドである。本品の脂肪酸組成は多価不飽和脂肪酸を主体とし、40～45%がアラキドン酸で、0～15%がリノール酸である。</p> <p>本品は、食品、動物用飼料、医薬品又は化粧品の成分として使用されることがある。</p> <p><u>通則1、4及び6を適用</u></p>	<p style="text-align: right;">(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2005. 99	<p><u>1. チーズを詰めた赤とうがらし及び青とうがらしの果実</u></p> <p>本品は、チーズ（フェタチーズ及びフレッシュチーズ）を詰めた赤とうがらし及び青とうがらしを複数個、ひまわり油、にんにく及び香辛料から成る液体に漬けたものである。本品の組成（重量比）は、ひまわり油 40%、チーズ 35%（フェタチーズ 17.5% 及びフレッシュチーズ 17.5%）、とうがらし果実 (<i>Capsicum frutescens</i>) 24%、にんにく及び香辛料から成る。本品は、正味 200 グラムの透明なプラスチック容器入りにされている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		(新規)	
2614.00	<p><u>1. イルメナイト (ilmenite) 鉱石</u></p> <p><u>本品は、チタン鉄鉱 (ilmenite) (90%超)、磁鉄鉱 (magnetite) (0.3%未満)、硫酸塩 (0.1%未満) を含有する黒色又は暗褐色の粉末状で、そのうちの 99.5%は粒径 45 マイクロメートル未満である。本品は、粉碎等の機械的又は物理的な操作を除き、いかなる化学的処理も受けていない。</u></p> <p><u>本品は、海洋坑井掘削の際に比重を増すための加重剤として使用される。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3002. 15	<p>1. 酵素・免疫吸着分析法（ELISA 法）によって試験管内で人間の血清又は血漿（しょう）中の HIV ウィルスを検出する診断用キット</p> <p>本品の主な構成要素は、（i）精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原を被覆した<u>ウェル（穴）</u>を有するマイクロプレート並びに（ii）抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギ抗体免疫グロブリン M からなるペルオキシダーゼ共役物である。マイクロプレートの<u>ウェル</u>に入れた血清や血漿（しょう）の検体の中に HIV 抗体が存在する場合は、40°Cで 30 分間おくと HIV 抗原と結合する。結合しなかった物質を取り除くため特殊洗浄液で<u>ウェル</u>を洗ったのち、当該<u>複合体</u>が加えられ、更に 30 分間保温し、再度結合しなかった物質を取り除くため洗って乾かし、色原体が加えられる。室温 30 分で発色反応が進行した後、停止液が加えられる。反応停止後 30 分以内に各々のくぼみの光学的濃度が測定され、当該濃度は、検体の中に HIV-<u>特異的抗体</u>がどの程度発生しているかを示すようになっている。</p> <p>通則 3 (b) を適用</p> <p>検討された物品</p> <p>“GENELAVIA® MIXT”</p> <p>含有物（1 プレートあたり）</p> <p>精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原で被覆した<u>ウェル（8 穴のストリップ×12 本）</u></p> <p>洗浄液（10 倍濃縮） 100 ml</p> <p>陰性対照用血清（ヒト） 0.5 ml</p> <p>陽性対照用血清（ヒト） 0.5 ml</p> <p>遮断制御血清（ヒト） 1 ml</p> <p>試料希釈剤 15 ml</p> <p>複合体（ペルオキシダーゼ標識抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギの抗体免疫グロブリン M） 15 ml</p> <p>ペルオキシダーゼ基質緩衝剤（0.03% H₂O₂） 120 ml</p> <p>色原体（O-フェニレンジアミン塩酸塩） 12 錠</p> <p>停止溶液（4 N 硫酸） 12 ml</p> <p>マイクロプレート用粘着フィルム 4</p>	3002. 15	<p>1. 酵素・免疫吸着分析法（エリサ法）によって試験管内で人間の血清又は血漿（しょう）中の HIV ウィルスを検出する診断用キット</p> <p>本品の主な構成要素は、（i）精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原を被覆した<u>くぼみ</u>を有するマイクロプレート並びに（ii）抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギ抗体免疫グロブリン M からなるペルオキシダーゼ共役物である。マイクロプレートの<u>くぼみ</u>に入れた血清や血漿の検体の中に HIV 抗体が存在する場合は、40°Cで 30 分間おくと HIV 抗原と結合する。結合しなかった物質を取り除くため特殊洗浄液で<u>くぼみ</u>を洗ったのち、当該<u>共役物</u>が加えられ、更に 30 分間保温し、再度結合しなかった物質を取り除くため洗って乾かし、色原体が加えられる。室温 30 分で発色反応が進行した後、停止液が加えられる。反応停止後 30 分以内に各々のくぼみの光学的濃度が測定され、当該濃度は、検体の中に HIV-<u>特異抗体</u>がどの程度発生しているかを示すようになっている。</p> <p>通則 3 (b) を適用</p> <p>検討された物品</p> <p>“GENELAVIA® MIXT”</p> <p>含有物（1 プレートあたり）</p> <p>精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原で被覆した<u>8 個のくぼみ</u>を有する 12 個の列</p> <p>洗浄液（10 倍濃縮） 100 ml</p> <p>陰性対照用血清（ヒト） 0.5 ml</p> <p>陽性対照用血清（ヒト） 0.5 ml</p> <p>遮断制御血清（ヒト） 1 ml</p> <p>試料希釈剤 15 ml</p> <p>共役物（ペルオキシダーゼ標識抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギの抗体免疫グロブリン M） 15 ml</p> <p>ペルオキシダーゼ基質緩衝剤（0.03% H₂O₂） 120 ml</p> <p>色原体（O-フェニレンジアミン塩酸塩） 12 錠</p> <p>停止溶液（4 N 硫酸） 12 ml</p> <p>マイクロプレート用粘着フィルム 4</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3002.15 2. ジカウイルス検出用診断キット</p> <p><u>本品は、ELISA（酵素・免疫吸着分析法）検査キットから成り、血清中のジカウイルスに対する免疫グロブリンクラス IgM ヒト抗体の半定量体外診断に供されるものである。</u></p> <p><u>本品は、次の構成要素から成る。</u></p> <p>(i) <u>ジカウイルスの組換え非構造たんぱく質 (NS1) でウェル (穴) を被覆したマイクロプレート (8 穴のストリップ × 12 本型)</u></p> <p>(ii) <u>校正物質 (IgM、ヒト)</u></p> <p>(iii) <u>陽性対照 (IgM、ヒト)</u></p> <p>(iv) <u>陰性対照 (IgM、ヒト)</u></p> <p>(v) <u>酵素複合体：ペルオキシダーゼ標識抗ヒト IgM (ヤギ)</u></p> <p>(vi) <u>IgG 型リウマチ因子除去剤 (ヤギ由来の抗ヒト IgG 抗体調製品) を含む試料用緩衝剤</u></p> <p>(vii) <u>洗浄液</u></p> <p>(viii) <u>色原体/基質溶液 (TMB/H₂O₂)</u></p> <p>(ix) <u>停止液 (0.5M 硫酸)</u></p> <p>(x) <u>保護はく</u></p> <p>(xi) <u>試験指導書</u></p> <p>(xii) <u>品質管理証明書</u></p> <p><u>第一反応段階で、希釈した患者の試料をウェル中で保温する。</u></p> <p><u>陽性の試料の場合、特定の IgM 抗体が抗原に結合する (IgA 抗体及び IgG 抗体も同様)。結合した抗体を検出するために、呈色反応を触媒する酵素標識抗ヒト IgM (酵素複合体) を使用し、2 回目の保温を行う。</u></p> <p><u>本キットは、急性及び既往のジカウイルス感染の血清学的診断に適した製品である。</u></p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> <p><u>3822.00／1 参照</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3002.15 <u>3. チクングニアウイルス検出用診断キット</u></p> <p>本品は、ELISA（酵素・免疫吸着分析法）検査キットから成り、チクングニア熱の診断や出血熱の鑑別診断のために、血清又は血漿（しょう）中のチクングニアウイルスに対する免疫グロブリンクラス IgM ヒト抗体の半定量対外診断に供されるものである。</p> <p>本品は、次の構成要素から成る。</p> <p>(i) 組換えチクングニアウイルス抗原でウェル（穴）を被覆したマイクロプレート（8穴のストリップ×12本型）</p> <p>(ii) 校正物質（IgM、ヒト）</p> <p>(iii) 陽性対照（IgM、ヒト）</p> <p>(iv) 陰性対照（IgM、ヒト）</p> <p>(v) 酵素複合体：ペルオキシダーゼ標識抗ヒト IgM（ヤギ）</p> <p>(vi) IgG 型リウマチ因子除去剤（ヤギ由来の抗ヒト IgG 抗体調製品）を含む試料用緩衝剤</p> <p>(vii) 洗浄液</p> <p>(viii) 色原体/基質溶液（TMB/H₂O₂）</p> <p>(ix) 停止液（0.5M 硫酸）</p> <p>(x) 保護はく</p> <p>(xi) 試験指導書</p> <p>(xii) 品質管理証明書</p> <p>第一反応段階で、希釈した患者の試料をウェルで保温する。陽性の試料の場合、特定の IgM 抗体が抗原に結合する（IgA 抗体及び IgG 抗体も同様）。結合した抗体を検出するために、呈色反応を触媒する酵素標識抗ヒト IgM（酵素複合体）を使用し、2回目の保温を行う。</p> <p>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用 3822.00／1 参照</p>	<p style="text-align: right;">(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3004.90	<p>6. 骨移植片代替品 (bone graft substitute)</p> <p>本品は、粒状で、骨の欠損の充填や骨の増強のため、例えば、インプラント、歯周療法、あごの歯槽堤（しそうてい）の再形成等の再生歯科に推奨される。</p> <p>本品は、オルトリン酸カルシウム群の無機性の複合体であるハイドロキシアパタイトのみから成り、小売用に包装されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3602.00	<p>1. 調製された爆発物</p> <p>本品は、硝酸アンモニウム（98%以上）（窒素含有量 34%以上）、硝酸マグネシウム（1.0%～1.6%）、可燃性物質（0.2%以下）を含有し、高密度で、かつ高純度（非多孔性）の白色の高品質顆粒である。</p> <p>本品は、不活性の鉱物油中で乳化されており、爆薬として使用されることを意図したものである。1,250 キログラムの袋入りにされている。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	(新規)
3602.00	<p>2. 調製された爆発物</p> <p>本品は、硝酸アンモニウム（98%以上）（窒素含有量 34%以上）、可燃性物質（0.2%以下）、コーティング剤（0.1%以下）を含有する白色の多孔性顆粒である。</p> <p>本品は、民生用爆薬（採掘あるいは民生土木現場）に使用される ANFO (Ammonium Nitrate Fuel Oil) を製造するための基材である。1,250 キログラムの袋入りにされている。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3808.93	<p><u>1. 除草剤の中間製品</u></p> <p>本品は、褐色で、透明からわずかに不透明の水溶液で、二塩化パラコート (N, N' -dimethyl-4, 4' -bipyridinium dichloride : 44.16%～48.58%)、吐剤 (PP796 : 0.1%以下) 及び着色剤を含有する。本品は、最終製品にするために更なる調合を要する。ドラム入り又はバルクで提示される。</p> <p><u>通則 1 (第 38 類注 1 (a)) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3814.00	<p><u>2. 有機溶剤</u></p> <p>本品は、固体異物のない、無色透明な均質の液体で、キシレン (88.23%)、トルエン (0.55%)、メチルイソブチルケトン (7.68%) 及びその他の物質 (3.50%) を含有する。本品は、マスチック、下塗り塗料、塗料、ワニス、粘着剤等の生産に使用される。20 リットルの樽型容器で提示される。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

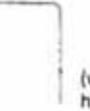
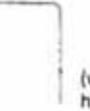
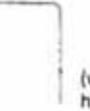
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3822.00 <u>1. ジカウイルス検出用診断キット</u></p> <p>本品は、逆転写とそれに続くリアルタイムポリメラーゼ連鎖反応（RT-PCR）によるジカウイルス RNA の定量検出に基づいて体外診断を行うものである。</p> <p>本品は、次の構成要素から成る。</p> <p>(i) PCR 溶液 : プライマー、プローブ、TRIS-HCl</p> <p>(ii) Mix Taq : ポリメラーゼ、dNTPs、塩化マグネシウム</p> <p>(iii) Mix Buffer : TRIS-HCl</p> <p>(iv) PCR 溶液 Cl : プライマー、プローブ、TRIS-HCl</p> <p>(v) 内在性コントロール : プラスミド、TRIS-HCl</p> <p>(vi) 陰性対照 : TRIS-HCl</p> <p>(vii) 標準物質 A (2×10^5 コピー／マイクロリットル) : プラスミド、TRIS-HCl、EDTA</p> <p>(viii) 希釀液 : TRIS-HCl、EDTA</p> <p>(ix) 水 : DNase/RNase フリーのもの</p> <p>(x) 使用説明書（マニュアル）</p> <p>本品は、血清、血漿（しょう）、尿、髄液及び羊水から抽出された RNA 試料に使用される。</p> <p>病原体の RNA を増幅するために RT-PCR 法を用いており、RT-PCR のサーマルサイクラーは、蛍光プローブを増幅・検出するのに使用される。キットに含まれる定量分析用標準品から作成される検量線を用い、ソフトウェアにより、ジカウイルスの RNA 濃度をコピー／マイクロリットル表示で計算する。</p> <p>通則 1 及び 3 (b) を適用</p> <p>3002.15／2 及び 3002.15／3 参照</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前										
3924.90	6. シャワーセット	(新規)										
	<p>本品は、パイプ、ハンドシャワー、シャワーヘッド、円形のせっけん置き、フィルター付き洗浄機、クロムめっきされたホース、分水器、その他シャワーを機能させるのに必要な全ての部分品を小売用にまとめて包装したシャワーセットである。これらの部分品には、プラスチック製のものと金属製のものがある。プラスチック製のシャワーヘッドが、当該セットに重要な特性を与える。</p> <p>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>Parts made of plastics:</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">  Hand shower </td> <td style="text-align: center; width: 50%;">  Shower head </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  Round soap dish </td> <td style="text-align: center;">  Slider </td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>Parts made of metal:</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">  Bar (pipe) </td> <td style="text-align: center; width: 50%;">  Water diverter </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> (which diverts water between the hand shower and the shower head) </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> Chromed hose (Tube of plastics coated with metal to strengthen) </td></tr> </table> </div>	 Hand shower	 Shower head	 Round soap dish	 Slider	 Bar (pipe)	 Water diverter	(which diverts water between the hand shower and the shower head)		Chromed hose (Tube of plastics coated with metal to strengthen)		
 Hand shower	 Shower head											
 Round soap dish	 Slider											
 Bar (pipe)	 Water diverter											
(which diverts water between the hand shower and the shower head)												
Chromed hose (Tube of plastics coated with metal to strengthen)												

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
4420.90	1. <u>卓上型イーゼル</u>		(新規)
	<p>本品は、高さ 10 センチメートル（折り畳み時）×幅 40 センチメートル×奥行 38 センチメートルで、画材を保管するための引き出しが付いている。高さ 86 センチメートルまでのカンバスやパネルを固定できる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8303.00	<p><u>1. 金庫</u></p> <p>本品は、鉄鋼製で、プログラム可能な電子キーパッド式ロック及び表示パネル並びに電子錠のロック解除装置を備えており、貴重品を保管するために使用される。外寸は高さ 200 ミリメートル、幅 310 ミリメートル、奥行 200 ミリメートル、内寸は高さ 198 ミリメートル、幅 308 ミリメートル、奥行 140 ミリメートルである。重量は 4.5 キログラム、扉の厚さは 3 ミリメートル、本体の厚さは 1 ミリメートルである。前扉のダイヤルによって、2 つの一方向式の差し錠（厚さ 20 ミリメートル）が所定の位置にセットされる。底面及び背面には、当該金庫を床又は壁に固定するための穴があらかじめ開けられている。家庭用又は業務用に使用される。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8303.00	2. 金庫	(新規)
	<p>本品は、鉄鋼製で、プログラム可能な電子キーパッド式ロック及び表示パネル並びに電子錠のロック解除装置を備えており、貴重品を保管するために使用される。外寸は高さ 250 ミリメートル、幅 350 ミリメートル、奥行 250 ミリメートル、内寸は高さ 248 ミリメートル、幅 348 ミリメートル、奥行 190 ミリメートルである。重量は 6 キログラム、扉の厚さは 3 ミリメートル、本体の厚さは 1 ミリメートルである。前扉のダイヤルによって、2 つの一方向式の差し錠（厚さ 20 ミリメートル）が所定の位置にセットされる。底面及び背面には、金庫を床又は壁に固定するための穴があらかじめ開けられている。家庭用又は業務用に使用される。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8479.89	<u>10. 手持ち式の機械</u>		(新規)
	<p>本品は、湿らせた衣類の汚れや染みを除去するために使用される。超音波速度で振動し、微細な気泡を発生させる角状の突起を有しており、気泡の破裂で生じる力が汚れや染みの除去を補助する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		(新規)	
8509.80	<p><u>1. 手持ち式の機械</u></p> <p>本品は、小型の電動機によって作動し、衣類の染みを除去するための前洗いに使用される。染みに洗浄剤を付け、本品で水を噴射しながらたたき洗いすることによって染みを除去する。寸法は幅 46 ミリメートル、厚さ 46 ミリメートル、高さ 166 ミリメートル、重量は 200 グラムである。</p> <p><u>通則 1（第 85 類注 4（b））及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8541.29 <u>2. Insulated Gate Bipolar Transistor (IGBT) module</u></p> <p><u>本品は、パッケージ化した絶縁ゲートバイポーラトランジスター (IGBT) デバイス (寸法 : 62 ミリメートル × 106 ミリメートル × 36 ミリメートル) であり、1 つの IGBT チップ、1 つのダイオード及びいくつかの電極を有する。当該ダイオードは、トランジスターをオフにした際に生じる逆電流により、トランジスターが損傷するのを防ぐために、トランジスターに対して逆並列に接続されている。これらは、アルミニウムの線で相互に接続され、プラスチック製のケーシングに入れられている。</u></p> <p><u>本品の機能は、電流の增幅、発振、周波数変換及びスイッチングである。本品は、高出力条件下において電流及び電圧を制御し、高電流の処理能力を有する。定格電圧は、1,200 ボルト、定格電流は 400 アンペアである。本品は、照明、加熱、運動制御、電気式ファン、電動ポンプの制御等様々な用途に用いられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8712.00 1. <u>自転車の構成部品（ともに提示され、かつ、組み立てないもの）</u></p> <p>本品は、同一の型式の自転車の構成部品であり、次のものから成る。一台の完成した自転車を組み立てるために必要な部品の全てが含まれているわけではない。</p> <p>—フレーム —ホーク —ハンドルバー —ブレーキレバー —ホークとハンドルバーを接続するシステム —グリップ —クランクセッター式 —変速機 —ブレーキ機構／ブレーキ —ボトムブラケット（BB）の部分品 —サドル —サドル支柱 —チェーンホイール 通則 1 及び 2 (a) を適用</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8712.00	<p>2. <u>自転車の構成部品（ともに提示され、かつ、組み立てないもの）</u></p> <p><u>本品は、同一の型式の自転車の構成部品であり、次のものから成る。一台の完成した自転車を組み立てるために必要な部品の全てが含まれているわけではない。</u></p> <p><u>フレーム</u> <u>ホーク</u> <u>ハンドルバー</u> <u>ホークとハンドルバーを接続するシステム</u> <u>ブレーキ、ギアレバー及びケーブル</u> <u>ブレーキ</u> <u>クランクアーム</u> <u>クランクセット</u> <u>チェーンリング</u> <u>チェーンリングボルト</u> <u>前変速機（フロントディレイラー）</u> <u>サドル支柱クランプ</u> <u>通則 1 及び 2 (a) を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8712.00	<p><u>3. 自転車の構成部品（ともに提示され、かつ、組み立てないもの）</u></p> <p><u>本品は、同一の型式の自転車の構成部品であり、次のものから成る。一台の完成した自転車を組み立てるために必要な部品の全てが含まれているわけではない。</u></p> <p><u>—フレーム</u> <u>—ホーク</u> <u>—ハンドルバー</u> <u>—ホークとハンドルバーを接続するシステム</u> <u>—ブレーキハンドル及びケーブル</u> <u>通則 1 及び 2 (a) を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>9004.90 1. バーチャルリアリティ (VR) ヘッドセット</u></p> <p><u>本品は、特定の機種の携帯電話に接続し、それとともに使用するように設計されたものであり、ゴーグルに似た共通の筐体に次の主要な構成部品が組み込まれている。</u></p> <p>– 内部中央演算処理装置 (CPU)</p> <p>– 携帯電話の画面の映像を拡大するための一対の凸面レンズ</p> <p>– 拡大レンズの位置を調節する焦点リング</p> <p>– 携帯電話の音量を制御するキー</p> <p>– 外部電源及び携帯電話に接続するための 2 つの micro USB コネクター</p> <p>– 使用者の頭の動きを追跡するための加速度センサー及びジャイロセンサー</p> <p>– 携帯電話の画面のオン／オフを切り替えるための近接センサー</p> <p>–</p> <p>– 携帯電話を操作するタッチパッド</p> <p><u>本品は、携帯電話を取り付け、直接その画面を使用者の目の前に保持するためのラップホルダーを備えている。特定のアプリケーションがインストールされた携帯電話がヘッドセットと接続されると、組み込まれた拡大レンズは 2 つのほぼ同じ映像を左右横並びで表示し、使用者は携帯電話の画面の立体像を見ることができる。更に、使用者の頭の動き（傾き及び回転）をリアルタイムで検出し、その情報をヘッドセットの CPU を通じて携帯電話のメインボードに送信することで、携帯電話のアプリケーションの実行を制御することができる。ヘッドセットのタッチパッド及びコントロールキーは、携帯電話の特定の他の機能（例えば、音量等）の使用を制御するために利用することもできる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	改正前

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9506.91	<u>2. 跳び縄</u>		(新規)
	<p>本品は、芯が硬質で、5ミリメートル径のポリ塩化ビニル製のひも（長さ約3メートル）と、2つのプラスチック製のグリップから成るもので、コンクリート面、舗装面、木製の床材面等、様々な場所で使用できる。ひもは90度の角度でグリップに取り付けられている。本品は、運動のために使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9620.00	<p>2. 鉄鋼製のワイヤレス自撮り棒</p> <p>本品は、一端にグリップ、電源スイッチ及び充電ポートを、もう一端に取付具を備えている。調節可能なホルダーを使ってスマートフォンを取り付けられる。Bluetooth®等の無線通信技術の公開規格を介して、スマートフォンのオペレーティングシステムとペアリングできる。スティックのボタンを押すことで自画像を撮影することができる。より広い画角の写真を撮るために、スティックは 25 センチメートル から 102 センチメートルまで伸長でき、先端部は回転可能である。本品は、デジタルカメラでも使用できる。</p> <p><u>通則 1 及び 3 (b) を適用</u></p> 	(新規)